

安全・安心の医療・介護を実現するための人員増と処遇及び 制度の改善を求める意見書

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師、看護師、介護職員などの不足が根本的な原因です。この人手不足が長年続いている状況を解消するためには、ケア労働者の処遇改善、過酷な長時間夜勤や人員配置基準の見直しなど、労働時間規制を含めた実効ある対策は、喫緊の課題です。

政府は、2023年通常国会に向けて介護保険制度見直しの検討を進めていますが、負担増と給付削減の提案がなされており、利用者と事業者の双方への影響が懸念されます。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、公衆衛生体制の拡充など機能強化を強く求めます。

安全・安心の医療・介護を実現するために、人員増と処遇及び制度の改善に関する事項について、次のとおり強く要望します。

- 1 安全・安心の医療・介護を実現するために、医師、看護師、介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員し、人員配置基準の引き上げを行うこと。
- 2 安定した人員確保のためにも、全額公費により、ケア労働者の給与を全産業平均水準まで早急に引き上げること。
- 3 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院などの公衆衛生体制を強化すること。
- 4 患者・利用者の負担を軽減すること。
- 5 利用者が安心して介護を受けることができ、介護事業所・従事者が不安なく介護を提供できるよう、新型コロナウイルス感染症対策を強化すること。
- 6 介護保険料、介護サービスに伴う利用料、食費・居住費などの負担軽減、介護報酬の改善など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政における国庫負担の割合を引き上げること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月21日

塩 尻 市 議 会